

2023年8月ホームページ文言修正にかかる新旧対照表

新	旧	備考
ICLS コース コースの概要		
<p>ICLS コースの認定基準</p> <p>※ICLS コースでは使用するテキストは問わないが、「<u>ICLS コースガイドブック</u>」を推奨する。</p> <p>※1回の開催についてディレクターは2名まで登録できる。</p>	<p>ICLS コースの認定基準</p> <p>※ICLS コースでは使用するテキストは問わない。</p>	<p>(変更)</p> <p>(追加)</p>
ICLS コース 認定手順		
<p>3 コース認定申請</p> <p>※開催ディレクター以外の方による代行申請は認めておりません。必ず開催ディレクターご自身で認定申請をするようお願いいたします。</p> <p>6 コース結果報告</p> <p>※参加した指導者と参加区分は、ディレクターが登録した指導者リストから自動的に情報を収集しています。インストラクター登録番号(会員番号)や参加区分に誤りがあると、ICLS システムの指導回数にカウントされず、資格失効になる恐れもあります。結果報告の際は、誤りのないように登録していただくようお願いいたします。</p> <p>※開催ディレクター以外の方が代行報告は認めておりません。必ず開催ディレクターご自身で結果報告をするようお願いいたします。</p> <p>※諸事情によりコースを中止した場合、開催ディレクターはICLS システムでコースの削除を行うことができます。「コース結果入力」を選択し、該当するコースの「コース」の欄を選択し、認定シール発行数の欄に1以上の適当な数字を入力し、画面下部の「削除」を選択するとコースが削除されます。</p>		<p>(追加)</p> <p>(追加)</p>
BLS コース 認定手順		

2023年8月ホームページ文言修正にかかる新旧対照表

新	旧	備考
<p>3 コース認定申請</p> <p><u>※開催ディレクター以外の方による代行申請は認めておりません。必ず開催ディレクターご自身で認定申請をするようお願いします。</u></p> <p>5 コース結果報告</p> <p><u>※参加した指導者と参加区分は、ディレクターが登録した指導者リストから自動的に情報を収集しています。インストラクター登録番号（会員番号）や参加区分に誤りがあると、ICLSシステムの指導回数にカウントされず、資格失効になる恐れもあります。結果報告の際は、誤りのないように登録していただくようお願いします。</u></p> <p><u>※開催ディレクター以外の方が代行報告は認めておりません。必ず開催ディレクターご自身で結果報告をするようお願いします。</u></p> <p><u>※諸事情によりコースを中止した場合、開催ディレクターはICLSシステムでコースの削除を行うことができます。「コース結果入力」を選択し、該当するコースの「コース」の欄を選択し、認定シール発行数の欄に1以上の適当な数字を入力し、画面下部の「削除」を選択するとコースが削除されます。</u></p>		<p>(追加)</p> <p>(追加)</p>
<p>指導者養成ワークショップ ワークショップ概要</p>		
<p>ICLS 指導者養成ワークショップ認定条件</p> <p>1.ICLS コースで用いられる代表的な指導法を盛り込んだコース設定であること。</p> <p>2.指導法を習得するためのロールプレステーションがあること。</p> <p>3.ロールプレステーションに必要なスキルを習得するためのスキルステーションがあること。</p>	<p>ICLS 指導者養成ワークショップ認定条件</p> <p>1.ICLS コースで用いられる代表的な指導法を盛り込んだコース設定であること。</p> <p>2.指導法を習得するためのロールプレステーションがあること。</p> <p>3.ロールプレステーションに必要なスキルを習得するためのスキルステーションがあること。</p>	

2023年8月ホームページ文言修正にかかる新旧対照表

新	旧	備考
<p>4.各実技ステーションの受講者は1グループ <u>6~8</u> 名以内であること。</p> <p>5.認定ワークショップディレクターが開催ディレクターとなり、ワークショップの質を保証する。</p> <p>6.各ブースに1名以上の認定ワークショップインストラクターが<u>おり、各ブースの質を保証する。</u></p> <p><u>7.指導者総数の上限は参加者の1.5倍までとする。</u></p> <p>※コース申請時には受講者の公募枠を設けることが望ましい。 ※ICLS 指導者養成ワークショップでは、使用するテキストは問わないが、「ICLS コース指導者ガイドブック」を推奨する。 <u>※1回の開催についてディレクターは2名まで登録できる。</u></p>	<p>4.各実技ステーションの受講者は1グループ <u>8</u> 名以内であること。</p> <p>5.認定ワークショップディレクターが開催ディレクターとなり、ワークショップの質を保証する。</p> <p>6.各ブースに1名以上の認定ワークショップインストラクターが<u>いること。</u></p> <p>※コース申請時には受講者の公募枠を設けることが望ましい。 ※ICLS 指導者養成ワークショップでは、使用するテキストは問わないが、「ICLS コース指導者ガイドブック」を推奨する。</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>
指導者養成ワークショップ 認定手順		
<p>3 ワorkshop開催認定申請</p> <p><u>※開催ディレクター以外の方による代行申請は認めておりません。必ず開催ディレクターご自身で認定申請をするようお願いします。</u></p> <p>6 ワorkshop結果報告</p> <p><u>※参加した指導者と参加区分は、ディレクターが登録した指導者リストから自動的に情報を収集しています。インストラクター登録番号(会員番号)や参加区分に誤りがあると、ICLSシステムの指導回数にカウントされず、資格失効になる恐れもあります。結果報告の際は、誤りのないように登録していただくようお願いします。</u></p> <p><u>※開催ディレクター以外の方が代行報告は認めておりません。必ず開催ディレクターご自身で結果報告をするようお願いします。</u></p> <p><u>※諸事情によりコースを中止した場合、開催ディレクターはICLSシス</u></p>		<p>(追加)</p> <p>(追加)</p>

2023年8月ホームページ文言修正にかかる新旧対照表

新	旧	備考
<p><u>テムでコースの削除を行うことができます。「コース結果入力」を選択し、該当するコースの「コース」の欄を選択し、認定シール発行数の欄に1以上の適当な数字を入力し、画面下部の「削除」を選択するとコースが削除されます。</u></p>		
<p>指導者養成ワークショップ FAQ</p>		
<p>インストラクター・ディレクターについて</p> <p><u>Q4：1コース2名のWSディレクター対応をする場合は、どのように登録したらいいですか？</u></p> <p><u>開催申請をする際に、1名はディレクターの会員専用画面よりコース申請していただき、コース結果登録時にもう1名の会員についてWSディレクターとしてご登録いただければ登録は可能となっています。</u></p> <p><u>ICLSコースについても同様です。</u></p>	<p>インストラクター・ディレクターについて</p>	<p>(追加)</p>
<p>インストラクターの認定 FAQ</p>		
<p>Q20：<u>ICLSインストラクターの更新のために何をしたらいいでしょうか</u></p> <p>回答：</p> <p>①2020年3月2日以降、下記の参加履歴が更新の要件となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>ICLS</u>インストラクター：<u>2年に2回以上のICLSコースまたはICLS指導者養成ワークショップでの指導</u> ・<u>ICLS</u>ディレクター：<u>2年に2回以上のICLSコースの開催</u> ・WSインストラクター：<u>2年に2回以上のICLSコースまたはICLS指導者養成ワークショップでの指導（うち1回以上はICLS指導者養成ワークショップでの指導）</u> ・WSディレクター：<u>2年に2回以上のICLSコースまたはICLS指導</u> 	<p>Q20：<u>すでにインストラクター、ディレクター資格をもっている人の場合、更新において何をしたらいいでしょうか</u></p> <p>回答：</p> <p>①2020年3月2日以降、下記の参加履歴が更新の要件となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>認定</u>インストラクターは、<u>2年に2回以上のICLSコースまたはICLS指導者養成ワークショップでの指導</u> ・<u>認定</u>ディレクターは、<u>2年に2回以上のICLSコースの開催</u> ・WS <u>認定</u>インストラクターは、<u>2年に2回以上のICLSコースまたはICLS指導者養成ワークショップでの指導（ただし、うち1回以上のICLS指導者養成ワークショップでの指導を含むこと）</u> ・WS <u>認定</u>ディレクターは、<u>2年に2回以上のICLSコースまたは</u> 	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>

2023年8月ホームページ文言修正にかかる新旧対照表

新	旧	備考
<p>者養成ワークショップの開催（うち1回以上はICLS指導者養成ワークショップの開催）</p> <p>②①の更新要件を満たした方は、資格更新時に認定更新料（2,000円（税別））が必要です（2021年10月1日以降）。</p> <p>・資格更新期限日に、インストラクター個人情報に登録されているメールアドレスに、認定更新料支払に関するメールが送信されますので、会員ページから支払いの手続きをして下さい（クレジットカードまたは銀行振込）。</p> <p>・認定更新料が未払いの場合、資格更新期限日の翌月の同じ日（同じ日がない場合は末日）に、認定更新料支払に関するメールが再度送信されます。</p> <p>・資格更新期限日の翌々月の同じ日の前日（同じ日がない場合は末日の前日）までに認定更新料が未払いの場合、資格更新期限日の翌々月の同じ日（同じ日がない場合は末日）に会員ページがロックされ、ロックされた旨を通知するメールが送信されます。ロックされている期間は、ディレクターはコース申請入力およびコース結果登録が行えなくなり、イ</p>	<p>ICLS指導者養成ワークショップの開催（ただし、うち1回以上のICLS指導者養成ワークショップの開催を含むこと）</p> <p>②2021年10月1日以降に認定更新するインストラクター（ディレクターを含む）については、上記に加えて認定更新料（2,000円（税別））が必要です。未払者に対しては更新月、更新翌月、更新翌々月の3回、インストラクター個人情報に登録されているメールアドレスに案内を送信しますので、会員専用ページから支払いの手続きをしてください（クレジットカードまたは銀行振込）。更新月の3カ月後の初日も支払いがない場合、会員専用ページがロックされますが、支払いの手続きが完了するとロックが解除されます。</p> <p>※なお、個人の更新期限日は、「ログイン」後、「個人情報変更」の下方部分に記載されております。</p> <p>※コース参加履歴は、コースディレクターから報告された参加者リストを元に、自動で行われます。参加履歴が確認できない場合には、別途メール等で確認を行うことがありますが、ご了承ください。</p>	<p>（変更）</p> <p>（削除）</p> <p>（追加）</p>

2023年8月ホームページ文言修正にかかる新旧対照表

新	旧	備考																												
<p><u>インストラクターは指導実績が登録できなくなりますのでご注意ください。</u> <u>なお、支払い手続きが完了するとロックが解除されます。</u> <u>※クレジットカード決済の場合、支払い完了がシステムに即時に反映されます。銀行振込の場合、支払い完了の確認作業に時間がかかるため、システムへの反映までに最長2ヶ月間かかることがあります。認定更新料未払いによるコース運営に対する影響に関しては、日本救急医学会 ICLS 企画運営委員会としては対応できません。</u> <u>※資格更新期限日および資格更新期限日までの指導回数は、ICLS システムの「個人情報変更」のページの下部に記載されています。指導回数は、参加したコースのディレクターから報告された指導者リストから自動で行われています。</u></p> <p><u>※メール配信日と会員ページロック日の例</u></p> <table border="1" data-bbox="159 826 983 1420"> <thead> <tr> <th>資格更新期限日</th> <th>翌月同日のメール配信日</th> <th>翌々月同日の前日のメール配信日</th> <th>会員ページロック日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10月1日</td> <td>11月1日</td> <td>11月30日</td> <td>12月1日</td> </tr> <tr> <td>10月15日</td> <td>11月15日</td> <td>12月14日</td> <td>12月15日</td> </tr> <tr> <td>10月31日</td> <td>11月30日</td> <td>12月30日</td> <td>12月31日</td> </tr> <tr> <td>11月30日</td> <td>12月30日</td> <td>1月29日</td> <td>1月30日</td> </tr> <tr> <td>12月31日</td> <td>1月31日</td> <td>2月27日 (うるう年は2月28日)</td> <td>2月28日 (うるう年は2月29日)</td> </tr> <tr> <td>1月31日</td> <td>2月28日 (うるう年は2月29日)</td> <td>3月30日</td> <td>3月31日</td> </tr> </tbody> </table> <p>Q22：資格更新期限日が近づいたらお知らせが来るのでしょうか？</p>	資格更新期限日	翌月同日のメール配信日	翌々月同日の前日のメール配信日	会員ページロック日	10月1日	11月1日	11月30日	12月1日	10月15日	11月15日	12月14日	12月15日	10月31日	11月30日	12月30日	12月31日	11月30日	12月30日	1月29日	1月30日	12月31日	1月31日	2月27日 (うるう年は2月28日)	2月28日 (うるう年は2月29日)	1月31日	2月28日 (うるう年は2月29日)	3月30日	3月31日	<p>Q22：資格更新にあたり、資格更新時期が近づいたら何かお知らせなど</p>	<p>(変更)</p>
資格更新期限日	翌月同日のメール配信日	翌々月同日の前日のメール配信日	会員ページロック日																											
10月1日	11月1日	11月30日	12月1日																											
10月15日	11月15日	12月14日	12月15日																											
10月31日	11月30日	12月30日	12月31日																											
11月30日	12月30日	1月29日	1月30日																											
12月31日	1月31日	2月27日 (うるう年は2月28日)	2月28日 (うるう年は2月29日)																											
1月31日	2月28日 (うるう年は2月29日)	3月30日	3月31日																											

2023年8月ホームページ文言修正にかかる新旧対照表

新	旧	備考
<p>回答：<u>資格更新要件を満たしていない場合、資格更新期限日の6か月前、及び2ヶ月前に、インストラクター個人情報に登録されているメールアドレスに、資格更新要件が満たされていない旨のメールが配信されます。</u></p> <p><u>資格更新期限日までに更新要件を満たさなかった場合、資格失効のメールが配信されます。</u></p> <p><u>Q24：ICLS インストラクター資格を失効したのですが、再びインストラクターの申請をするためにはどうすれば良いですか？</u></p> <p><u>回答：ICLS インストラクター資格失効者における新規申請では、再度インストラクターとしての認定申請基準を満たす必要があります。ただし、アシスタントインストラクターとしての指導経験は、資格失効日以降の指導経験のみをカウントすることができます。また、指導者養成ワークショップの受講は過去のもので構いません。</u></p>	<p><u>はくるのでしょうか？</u></p> <p>回答：資格更新6か月前、及び2ヶ月前に<u>資格更新要件を満たしていない会員に向け、資格更新要件が満たされていない旨のメールが配信されます。</u></p>	<p>(変更・削除)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>
<p>コースディレクターの認定 FAQ</p>		
<p>Q6：ICLS コースディレクター資格の更新の手続きは必要でしょうか？</p>	<p>Q6：ICLS コースディレクター資格の更新の手続きは必要でしょうか？</p> <p><u>回答：以下の更新要件を満たしている場合、自動的に更新されるため特に更新申請は不要です。なお、個人の更新期限日は、「ログイン」後、「個人情報変更」の下方部分に記載されております。資格更新は、コースディレクターから報告された参加者リストを元に、自動で行われます。</u></p> <p><u>コースディレクター：2年に2回以上のICLS コースまたはICLS 指導者養成ワークショップ開催</u></p> <p><u>※2021年10月1日以降に認定更新するインストラクター(ディレクターを含む)については、上記に加えて認定更新料(2,000円(税別))が</u></p>	<p>(削除)</p>

2023年8月ホームページ文言修正にかかる新旧対照表

新	旧	備考
<p>回答：① 2020年3月2日以降、下記がそれぞれの資格更新要件となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICLS インストラクター：2年に2回以上のICLS コースまたはICLS 指導者養成ワークショップでの指導 ・ICLS ディレクター：2年に2回以上のICLS コースの開催 ・WS インストラクター：2年に2回以上のICLS コースまたはICLS 指導者養成ワークショップでの指導（うち1回以上はICLS 指導者養成ワークショップでの指導） ・WS ディレクター：2年に2回以上のICLS コースまたはICLS 指導者養成ワークショップの開催（うち1回以上はICLS 指導者養成ワークショップの開催） <p>② ①の更新要件を満たした方は、資格更新時に認定更新料（2,000円（税別））が必要です（2021年10月1日以降）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格更新期限日に、インストラクター個人情報に登録されているメールアドレスに、認定更新料支払に関するメールが送信されますので、会員ページから支払いの手続きをして下さい（クレジットカードまたは銀 	<p><u>必要です。未払者に対しては更新月、更新翌月、更新翌々月の3回、インストラクター個人情報に登録されているメールアドレスに案内を送信しますので、会員専用ページから支払いの手続きをしてください(クレジットカードまたは銀行振込)。更新月の3カ月後の初日も支払いがない場合、会員専用ページがロックされますが、支払いの手続きが完了するとロックが解除されます。</u></p> <p><u>※なお、個人の更新期限日は、「ログイン」後、「個人情報変更」の下方部分に記載されております。</u></p> <p><u>※コース参加履歴は、コースディレクターから報告された参加者リストを元に、自動で行われます。参加履歴が確認できない場合には、別途メール等で確認を行うことがありますが、ご了承ください。</u></p>	<p>(追加)</p>

2023年8月ホームページ文言修正にかかる新旧対照表

新	旧	備考												
<p><u>行振込)。</u></p> <p><u>・認定更新料が未払いの場合、資格更新期限日の翌月の同じ日（同じ日がない場合は末日）に、認定更新料支払に関するメールが再度送信されます。</u></p> <p><u>・資格更新期限日の翌々月の同じ日の前日（同じ日がない場合は末日の前日）までに認定更新料が未払いの場合、資格更新期限日の翌々月の同じ日（同じ日がない場合は末日）に会員ページがロックされ、ロックされた旨を通知するメールが送信されます。ロックされている期間は、ディレクターはコース申請入力およびコース結果登録が行えなくなり、インストラクターは指導実績が登録できなくなりますのでご注意ください。</u></p> <p><u>なお、支払い手続きが完了するとロックが解除されます。</u></p> <p><u>※クレジットカード決済の場合、支払い完了がシステムに即時に反映されます。銀行振込の場合、支払い完了の確認作業に時間がかかるため、システムへの反映までに最長2ヶ月間かかることがあります。認定更新料未払いによるコース運営に対する影響に関しては、日本救急医学会ICLS 企画運営委員会としては対応できません。</u></p> <p><u>※資格更新期限日および資格更新期限日までの指導回数は、ICLS システムの「個人情報変更」のページの下部に記載されています。指導回数は、参加したコースのディレクターから報告された指導者リストから自動で行われています。</u></p> <p><u>※メール配信日と会員ページロック日の例</u></p> <table border="1" data-bbox="159 1305 983 1503"> <thead> <tr> <th>資格更新期限日</th> <th>翌月同日のメール配信日</th> <th>翌々月同日の前日のメール配信日</th> <th>会員ページロック日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10月1日</td> <td>11月1日</td> <td>11月30日</td> <td>12月1日</td> </tr> <tr> <td>10月15日</td> <td>11月15日</td> <td>12月14日</td> <td>12月15日</td> </tr> </tbody> </table>	資格更新期限日	翌月同日のメール配信日	翌々月同日の前日のメール配信日	会員ページロック日	10月1日	11月1日	11月30日	12月1日	10月15日	11月15日	12月14日	12月15日		
資格更新期限日	翌月同日のメール配信日	翌々月同日の前日のメール配信日	会員ページロック日											
10月1日	11月1日	11月30日	12月1日											
10月15日	11月15日	12月14日	12月15日											

2023年8月ホームページ文言修正にかかる新旧対照表

新				旧	備考
10月31日	11月30日	12月30日	12月31日		
11月30日	12月30日	1月29日	1月30日		
12月31日	1月31日	2月27日 (うるう年は2月 28日)	2月28日 (うるう年は2月 29日)		
1月31日	2月28日 (うるう年は2月 29日)	3月30日	3月31日		
<p>Q9：<u>ICLS コースインストラクターの更新要件を満たさなかった場合はどうなりますか？</u></p> <p>ICLS インストラクターの更新要件をみなさなかった場合、すべての資格が失効します。</p> <p>ICLS ディレクターの更新要件は満たさず ICLS インストラクターの更新要件のみを満たしていれば、ICLS のインストラクターの資格は更新されます。</p> <p>Q11：資格更新<u>期限日</u>が近づいたら、お知らせが<u>来る</u>のでしょうか？</p> <p><u>資格更新要件を満たしていない場合、資格更新期限日の</u>6ヶ月前および</p>				<p>Q9：<u>ICLS コースディレクター資格の更新ができなかった場合、ICLS 指導者養成ワークショップディレクター資格も失ってしまうのですか？</u></p> <p><u>ICLS コースディレクター資格の更新ができなかった場合は、ICLS 指導者養成ワークショップディレクター資格も失効されます。但し、ICLS インストラクターとして更新要件を満たせば、インストラクターとしての活動が可能ですので、再度指導経験を積み ICLS コースディレクター推薦を受けることも可能です。</u></p> <p>Q11：<u>資格更新にあたり、資格更新時期</u>が近づいたら<u>何か</u>お知らせ<u>などはくる</u>のでしょうか？</p> <p>資格更新6か月前、及び2ヶ月前に<u>資格更新要件を満たしていない会</u></p>	<p>(変更)</p> <p>(削除)</p> <p>(追加)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>

2023年8月ホームページ文言修正にかかる新旧対照表

新	旧	備考
<p>2ヶ月前に、<u>インストラクター個人情報に登録されているメールアドレスに、資格更新要件が満たされていない旨のメールが配信されます。</u></p> <p><u>資格更新期限日までに更新要件を満たさなかった場合、資格失効のメールが配信されます。</u></p> <p><u>メールはインストラクター個人情報に登録されているメールアドレスに送信されますので、個人のメールアドレスに変更があったら「個人情報変更」からの速やかに登録変更をしていただきますようお願いいたします。</u></p>	<p><u>員に向け、資格更新要件が満たされていない旨のメールが配信されます。個人のメールアドレスに変更があっても「個人情報変更」からの登録変更がなされていない場合、通知が届きませんのでご注意ください。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(追加)</p>
<p>指導者養成ワークショップディレクター 認定手順</p>		
<p>条件確認</p> <p>ワークショップディレクター見習い</p> <p>ICLS コース認定ディレクターの資格を持ち、<u>かつ</u> ICLS 指導者養成ワークショップ認定 WS インストラクターである者は、ICLS 指導者養成ワークショップ認定ディレクターのサポートのもとで、ワークショップディレクター見習いをすることができる。</p> <p>ワークショップディレクター</p> <p>ワークショップディレクター見習いとして実質的な開催経験がある者は、<u>2名の</u>ワークショップ認定ディレクターからの推薦により、ワークショップディレクターの認定申請ができる。</p> <p><u>推薦者となるワークショップディレクターのうち1名は、被推薦者がワークショップディレクター見習いとして参加したワークショップのディレクターであり、ワークショップ内での指導や運営を評価し、ワークシ</u></p>	<p>条件確認</p> <p>ワークショップディレクター見習い</p> <p>ICLS コース認定ディレクターの資格を持ち、ICLS 指導者養成ワークショップ認定 WS インストラクターである者は、ICLS 指導者養成ワークショップ認定ディレクターのサポートのもとで、ワークショップディレクター見習いをすることができる。</p> <p>ワークショップディレクター</p> <p>ワークショップディレクター見習いとして実質的な開催経験がある者は、ワークショップ認定ディレクターからの推薦により、ワークショップディレクターの認定申請ができる。</p>	<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>

2023年8月ホームページ文言修正にかかる新旧対照表

新	旧	備考
<u>ヨップディレクターとして適格者であることについて責任をもつこと。</u>		